

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	18,575,303	固 定 負 債	6,258,958
有形固定資産	17,789,449	社 債	750,000
供 給 設 備	15,082,871	長 期 借 入 金	5,391,646
業 務 設 備	1,561,990	退 職 給 付 引 当 金	60,589
附 帯 事 業 設 備	817,467	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22,325
建 設 仮 勘 定	327,119	特 別 修 繕 引 当 金	34,398
無形固定資産	198,378	流 動 負 債	5,498,627
借 地 権	19,386	1年以内に期限到来の固定負債	3,063,746
その他無形固定資産	178,992	買 掛 金	550,578
投資その他の資産	587,476	短 期 借 入 金	400,000
投 資 有 価 証 券	70,572	未 払 金	538,622
関 係 会 社 投 資 有 価 証 券	30,160	未 払 費 用	202,655
出 資 金	22,585	未 払 法 人 税 等	420,474
長 期 前 払 費 用	47,483	前 受 金	104,154
再評価に係る繰延税金資産	71,161	預 り 金	72,754
繰 延 税 金 資 産	30,668	賞 与 引 当 金	145,640
差 入 敷 金	205,501	負 債 合 計	11,757,586
そ の 他 投 資	128,423		
貸 倒 引 当 金	19,079		
流動資産	1,785,307		
現 金 及 び 預 金	537,785	資 本 の 部	
受 取 手 形	6,161	資 本 金	878,448
売 掛 金	870,781	資 本 金	878,448
未 収 入 金	32,794	資 本 剰 余 金	15,000
有 価 証 券	3,019	資 本 準 備 金	15,000
製 品	6,562	利 益 剰 余 金	7,810,039
貯 蔵 品	92,712	利 益 準 備 金	204,612
前 払 費 用	20,286	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	68,844
繰 延 税 金 資 産	148,008	特 別 償 却 準 備 金	38,335
そ の 他 流 動 資 産	83,444	別 途 積 立 金	3,018,000
貸 倒 引 当 金	16,250	当 期 未 処 分 利 益	4,480,247
資産合計	20,360,610	土 地 再 評 価 差 額 金	121,166
		土 地 再 評 価 差 額 金	121,166
		株 式 等 評 価 差 額 金	20,916
		その他有価証券評価差額金	20,916
		自 己 株 式	212
		自 己 株 式	212
		資 本 合 計	8,603,024
		負 債 ・ 資 本 合 計	20,360,610

損 益 計 算 書

〔平成16年 1月 1日から〕
〔平成16年 3月31日まで〕

(単位：千円)

		費	用	収	益
経常損益	営業損益	売上原価	1,142,953	製品売上	3,301,637
		期首棚卸高	6,521	ガ 入 売 上	3,301,637
		当期製品仕入高	1,147,316		
		当期製品自家使用高	4,321		
		期末棚卸高	6,562		
		(売上総利益)	(2,158,683)		
		供給販売費	1,121,263		
		一般管理費	175,857		
		(事業利益)	(861,562)		
		営業雑費用	486,495	営業雑収益	577,942
		受注工事費用	268,098	受注工事収益	312,750
		器具販売費用	218,397	器具販売収益	265,192
		附帯事業費用	433,716	附帯事業収益	552,264
(営業利益)	(1,071,557)				
の営業外損益	営業外損益	営業外費用	47,219	営業外収益	16,399
		支払利息	42,516	受取利息	208
		社債利息	3,328	有価証券利息	49
		雑支出	1,374	受取配当金	1,008
				導管移設補償料	6,320
				賃貸料収入	2,317
				雑収入	6,496
		(経常利益)	(1,040,737)		
特別損益の部	特別損益の部	特別損失	77,883		
		固定資産除却損	77,883		
		(税引前当期純利益)	(962,853)		
		法人税等	382,500		
		法人税等調整額	24,696		
		当期純利益	605,050		
		合計	4,448,244	合計	4,448,244
		当期純利益		605,050	
		前期繰越利益		3,875,197	
		当期末処分利益		4,480,247	

(注記) 子会社に対する売上高 32,514 千円
子会社からの仕入高 336,659 千円
子会社との営業取引以外の取引高 37,313 千円
支配株主に対する売上高 536 千円
支配株主からの仕入高 850,251 千円
支配株主との営業取引以外の取引 71,333 千円
1株当たりの当期純利益 344円41銭
固定資産除却損のうち
附帯事業設備(LPG)の除却損 64,214 千円

(注 記)

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年度の税制改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、法人税法に定める定額法を採用しております。

(2)満期保有目的の債券については償却原価法によっております。また、その他有価証券のうち時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)によっており、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(3)たな卸資産(製品・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法によっております。

(4)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(5)特別修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

特別修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6)賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(7)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、当社は総合設立代行年金基金にも加入しているため、当該年金基金への要拠出額を退職手当として処理しております。掛金割合により計算した当期末現在の年金資産は1,136,025千円であります。

(8)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(9)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金資産を資産の部に計上し、当該繰延税金資産を控除した金額を土地再評価差額金として資本の部に計上しております。

(1)再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税課税標準額による評価

(2)再評価を行なった年月日…平成13年12月31日

(3)同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 323,538千円

3.有形固定資産の減価償却累計額 34,853,763 千円

4.関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

子会社に対するもの		支配株主に対するもの	
短期金銭債権	7,055 千円	短期金銭債権	563 千円
短期金銭債務	179,619 千円	短期金銭債務	438,996 千円

5.関係会社投資有価証券は、子会社株式 30,160 千円であります。

6.有形固定資産の一部は、財団抵当に供されております。

7.商法施行規則第124条第3号の超過額 20,916 千円

(追加情報)

当期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年3月30日 法務省令第23号)による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

利益処分

科 目	金 額	
1. 当期末処分利益	円	円 4,480,247,239
2. 任意積立金取崩高		8,489,343
固定資産圧縮積立金取崩高	4,987,522	
特別償却準備金取崩高	3,501,821	
合 計		4,488,736,582
3. 利益処分量		
配当金（1株につき15円）	26,351,160	
合 計		26,351,160
4. 次期繰越利益		4,462,385,422

（注）固定資産圧縮積立金取崩高・特別償却準備金取崩高は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。